

規達令 3-1 号  
令和 3 年 6 月 30 日

会員各位

一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部  
代表理事 会長 内藤由治

#### 会員規約の制定について

標記の件、この度、当倶楽部内の規程整備の一環として、会員規約を策定し、去る 6 月 12 日開催の理事会において承認されましたので、令和 3 年 7 月 1 日から施行いたします。

この会員規約は、主に、倶楽部内における会員の入会及び休退会の制度や手続きの基準とともに、会員の資格を保持するための義務と責任等について規定したもので、これまできちんと規程として明確化したものがなかったため、策定したものです。

基本的には、これまでの基準を維持継続しておりますが、一部、追加、修正したのものもありますので、必ず、会員各自でご確認ください。

本会員規約は、当倶楽部のホームページに掲載しているほか、ご依頼があれば、事務局にその旨をお伝えいただければ、印刷してお渡しいたします。

なお、本規約の内容について、ご不明な点やご意見、ご質問がある場合は、下記の〈お問合せ先〉までお尋ねください。

以上

〈お問合せ先〉

規程制定ワーキンググループ事務局 寺本博委員  
事務局 中村事務局長

〈掲示期限：令和 3 年 9 月 30 日〉

## 会 員 規 約

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 本規約は、定款の定めに基づき、一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部（以下、当倶楽部という）の会員の入会ならびに休退会の制度、手続き及び会員の義務・責任等について定める。

#### (遵守義務)

第2条 会員は、本規約のほか、当倶楽部が定める規程、規則及び当倶楽部が発信する通達等を遵守しなければならない。

### 第2章 会 員

#### (会員の種別)

第3条 会員とは、本条第2項第4号の当日会員を除き、第3章に定める所定の手続きを経て、理事会で入会が認められた個人をいう。

#### 2 会員の種別は、次の8種とする。

- (1) 正 会 員 当倶楽部の目的に賛同し、平日、休日を問わず、プレーできる個人
- (2) 平日会員 当倶楽部の目的に賛同し、土、日、祝日を除く平日に限り、プレーできる個人
- (3) 学生会員 中学から大学院までで、平日、休日を問わず、プレーできる個人
- (4) 当日会員 ビジター
- (5) 寿 会 員 正会員として30年以上在籍し、毎年4月1日現在満77歳以上に達している者で、理事会が承認した者（正会員、平日会員に分類）
- (6) 家族会員 正会員の配偶者と子で、平日、休日を問わず、プレーできる個人及び平日会員の配偶者と子で、平日プレーできる個人。（子には子の配偶者を含む）  
ただし、会員資格は、正会員及び平日会員がその身分を失うと同時に消滅する。
- (7) 短期会員 正会員で1年間、平日、休日を問わず、プレーできる個人。ただし、理事会の承認を得て、1年間更新することができ、その後もその例による。
- (8) 名誉会員 当倶楽部の目的遂行に著しく貢献された方及び日本テニス界に著しく功績のあった方で、理事会が承認した者

(短期会員の入会期間及び更新手続き)

第4条 短期会員の入会期間は、入会日の属する月から起算して1年間とする。

- 2 入会后1年が経過して会員資格の更新を希望する場合は、所定の手続きを経て引き続き短期会員になることができる。その入会期間は、最初の1年間の入会期間と同様とする。以降の更新も同じ。

### 第3章 入会

(入会の申請)

第5条 当倶楽部に入会を希望する者は、入会申込書等の所定の書類を提出しなければならない。

(事前面接)

第6条 入会を希望する者に対し、当倶楽部は、専務理事及び委員長のうち2名と事務局長の3名により面接を行う。ただし、専務理事が都合により出席できない場合は、委員長2名と事務局長の3名に代えることができる。

- 2 面接実施後、面接によって判明した事項について、面接シートに記し、合わせて各面接者の評価、入会可否を記載する。

(理事会における入会の審議及び承認)

第7条 面接後の直近に開催される理事会において、入会希望者に対する入会の適否について審査し、入会承認又は入会否認を決定する。

- 2 入会希望者が、直近の理事会開催まで待たずに、入会を希望する場合、全理事に対し、審査に必要な書類の回覧（電磁的方法による回覧を含む）により、入会審査を行い、入会承認又は入会否認を決定することができる。

ただし、その後に開催される理事会において、その結果を報告し、承認を得なければならない。

(入会後の手続き)

第8条 入会を認められた者は、第10条に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

- 2 入会金及び年会費の納入を当倶楽部が確認したときに、新入会者の会員資格が成立する。

(入会日と入会後の手続き)

第9条 入会を認められた者の入会日は、原則として承認された日とする。ただし、入会者本人が入会の日属する月の翌月からの入会を希望する場合は、翌月1日を入会日とする。

- 2 入会を承認された者は、速やかに入会金及び年会費の入会日の属する月から当該年度末までの月割額を支払わなければならない。ただし、短期会員の年会費は、入会期間1年分の一括払とする。

なお、入会予定日までに、入会金の納入ができない場合は、入会日を変更することがある。

#### (入会金及び年会費)

第10条 当倶楽部の入会金及び年会費（税込）は次の通りとする。

- (1) 正会員 入会金：110,000円 年会費：一括払 52,800円、半期払 26,400円
  - (2) 平日会員 入会金：88,000円 年会費：一括払 44,880円、半期払 22,440円
  - (3) 学生会員 入会金：22,000円 年会費：一括払 26,400円、半期払 13,200円
  - (4) 家族会員 入会金：正会員・平日会員の半額  
年会費：一括払 52,800円、半期払 26,400円
  - (5) 短期会員 入会金：22,000円 年会費：一括払 52,800円、  
短期会員の入会金は、新入会時及び更新時に支払わなければならない。
- 2 平日会員、学生会員及び家族会員が、入会金及び年会費の高い会員種別に変更する場合は、それぞれの差額を支払うことにより変更することができる。
- 3 短期会員が、正会員又は平日会員に変更する場合は、これまでの短期会員の期間に納入した入会金分を正会員又は平日会員の入会金から差引くことができるものとする。ただし、差し引くことのできる入会金は、2年分までを限度とする。

### 第4章 会員の心得

#### (会員の心得)

第11条 会員は、当倶楽部の創立の精神を重んじ、事業目的を理解し健全かつ融和の精神で活動に積極的に参加しなければならない。

- 2 会員は、次の行為を行ってはならない。
- (1) 他の会員、第三者及び当倶楽部の財産及びプライバシーを侵害する行為ならびに、不利益を与える行為
  - (2) 公序良俗に反する行為
  - (3) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為
  - (4) その他不適切と認められる行為

#### (年会費の納入)

第12条 会員は、第11条に定める年会費を年度初めに送付される年会費請求書に基づき、所定の期日までに、年一括払い又は半期払いのいずれかを選択し納入しなければならない。ただし、短期会員は除く。

- 2 年度途中で、入会した者は、年度末までの期間に応じて、年会費の月割額を納入しなければならない。

#### (プレーフィー料金)

第13条 会員は、コートでプレーする前に、受付で次のプレーフィー料金を支払わなければならない

ない。なお、料金はチケットを受付表に添付して支払う。

[昼間] 平日：200円 土日祝日：300円

[夜間] 平日：300円 土日祝日：400円 (照明代として100円を含む)

(注) 夜間とは、17時以降をいう。ただし、11月～翌年1月は16時以降。

(変更の届出)

第14条 会員は、住所その他当倶楽部へ入会申込時の届出事項に変更があった場合には、速やかに変更を届け出なければならない。

## 第5章 休 復 会

(休会の申請と受理)

第15条 会員が転勤、疾病傷害により休会をする場合は、その年の4月又は10月に、休会届等の所定の書類を提出しなければならない。

- 2 事務局は、休会届を受理した後、速やかに所定の稟議手続きを行い、専務理事の決裁後、申請者に通知する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特段の事由がある場合は、理事会の承認を経て特別に休会を認めることがある。

(休会者の取扱い)

第16条 休会者は、年会費を免除する。

なお、年会費を納入した後、休会となった場合は当該年度の年会費は返還しない。

- 2 休会者が、当倶楽部でプレーする場合は、当日会員として取り扱う。
- 3 休会者には、会報を送付しない。
- 4 休会者は、社員総会の議決権を行使することはできない。

(復会)

第17条 休会者は、休会事由が消滅した場合、速やかに復会届を提出しなければならない。

- 2 休会者は休会事由が消滅したにもかかわらず、6か月を超えて復会届を提出しない場合、退会したものとみなす。
- 3 復会した会員は、復会月から当該年度末までの年会費の月割額を納入しなければならない。

## 第6章 退 会・除 名

(退会)

第18条 退会を希望する会員は、退会届を提出することにより任意に、随時、退会することができる。

- 2 退会の申請は、退会しようとする日の1か月前に退会届を提出しなければならない。
- 3 退会者が年度途中で退会した場合、納入した年会費は返還しない。

(除名)

第19条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合、定款第20条第3項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 定款その他当倶楽部の定める規程に違反したとき
- (2) 当倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

## 第7章 会員の義務・責任

(会員資格の喪失)

第20条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、その資格を喪失する。

- (1) 無断で年会費を継続して6か月以上納入しない場合
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合
- (3) 当該会員が死亡した又は失踪宣告を受けた場合

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第21条 会員が第18条、第19条及び第20条の規定により、会員の資格を喪失した場合は、当倶楽部に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることはない。

- 2 当倶楽部は、会員がその資格を喪失しても、年会費その他の抛出金品を返還しない。

## 付 則

(規則の所管)

第22条 本規則の所管は、総務委員会とする。

(実施)

第23条 本規則は、令和3年7月1日から制定し実施する。